

平成 29 年度 第 4 回 長野市放課後子ども総合プラン推進委員会  
議事要旨

- 開催日時 平成 30 年 1 月 22 日（月） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで
- 場 所 市役所第二庁舎 10 階 会議室 203
- 出席委員 小山 隆 放課後子ども総合プラン運営委員会（浅川小学校区）  
堀内 澄子 長野市地域児童育成活動連絡協議会  
石坂 晶子 長野市 P T A 連合会  
石田 三千夫 長野市民生委員児童委員協議会  
内田 五月 放課後子ども総合プランコーディネーター（城山小学校区）  
大日方 進 長野市児童館館長・施設長会  
北澤 麻弥 放課後子ども総合プランアドバイザー  
山川 千恵子 公募委員  
吉池 優子 公募委員
- 出席事務局 10 人（上杉こども未来部長、櫻井こども政策課長、樋口教育次長副任、上石学校教育課長、町田保健給食課長ほか）
- 傍 聴 者 6 人
- 報道機関 2 社

○議事要旨

発言者	内容
事務局	1 開会 推進委員会として成立していることを報告 公開であることを説明
事務局	2 あいさつ こども未来部長 小山委員長
事務局	3 議事 長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドライン（修正素案）について説明
委員	実施日について、市との協議は 250 日以上実施であれば不要で、250 日未満であれば必要ということか。

事務局	規定は、日数によらず、日曜日や祝日、年末年始以外に実施しない日を設ける場合に、市と事業者が協議するという意味である。なお、「250日以上」基準は、放課後児童健全育成事業の補助要綱にある。
委員	運営規程で、「実施日及び実施時間」と修正しているが、国の運営指針のとおり「開所日及び開所時間」の方が分かりやすいのではないか。
事務局	児童館・児童センターの開館時間とプランの実施時間に違いがあるため、「実施時間」としたものである。
委員	帳簿で、「児童の処遇の状況を表す帳簿」とは、どのような事項を記録するものか。
事務局	活動の日誌や、場合によっては個人のケース記録などが想定される。
委員	実施時間の延長で「毎年」を削除しているが、アンケートはいつ実施すればいいのか。
事務局	保護者の意向は常に把握いただきたいことから「毎年」としたが、時間延長のニーズが寄せられる施設もあれば、午後7時まで時間延長しており、ほとんどニーズの寄せられない施設もある。ニーズの寄せられ方は地域や施設により様々であることから「地域の実情に応じて」を加えることも考えられる。 第3章の「おやつを提供」も同様の修正となる。
委員	適切な表現であり、そのように修正をお願いしたい。
委員	育成支援の内容は、努力規定ではなく必ず実施する規定としてほしい。また、「児童が悩みや相談事を話しやすい雰囲気づくりに心掛ける」を加えてほしい。
事務局	意見募集では、育成支援の内容は高度であるとして、施設・設備が整っていない、人員が不足しているなどの意見が多く寄せられた。 拘束力の強い規定にすると職員が対応できないことが懸念されたため、できる限り実施を求める努力規定とした。
委員	何について高度という意見があったか。
事務局	出欠席についての事前確認が難しい、児童の安全が本当に担保できるのか、児童一人一人に寄り添うことが本当にできるのかなどがあった。

委員	努力規定だと、できなかつたときの理由とされてしまう場合があり、安全面については必ず実施する規定としてほしい。
事務局	話しやすい雰囲気づくりについて、加えることを検討する。
委員	児童虐待が疑われる場合の対応で、児童虐待の防止等に関する法律に基づき通告の義務があることを明記してほしい。
事務局	対応方法については、県の支援員認定研修でも詳しい説明があった。ガイドラインでも速やかに通告すると規定している。
委員	資料1の71番の意見「児童虐待については学校生活を中心に対応できるようにしてほしい」は、通告義務を知らない意見であり、法律名の明記により研修を受講していない職員も対応できると思う。
委員	おやつについては、社協の指導により提供をやめたところもあるようだが、市と社協との意見の相違についてどのようにお考えか。
事務局	平成20年策定の「長野市版放課後子どもプラン」以降、おやつは原則として提供しないこととしていたが、その後策定された国の運営指針では提供に前向きな方針が出された。現状でそこまでの転換は困難なため、ガイドラインは一律に提供する・しないを示してはいない。
委員	障害のある児童への対応について、資料1の66番の意見に対する市の考え方で「受入に努めることを前提として」の記載をガイドラインに加えていただきたい。
事務局	検討させていただく。
委員	おやつの提供で、最初の項目「おやつの提供に関する留意点」は記載不要と思う。 また、「児童にとって望ましいものですが」の後には反論的な文章が来るので、「望ましいものです」で区切るか、文末を「留意する必要があります」に改めてはどうか。さらに、「おやつの費用は保護者負担となるため、保護者に提供の意向があること」「食物アレルギーについて、職員間で対応方法等の確認ができていること」は「おやつを提供する場合の留意点」に記載した方がよい。
事務局	素案では「おやつの提供は望ましいものです」で終わっていたが、おやつの提供を求める意味に受け止められたため、その後に続ける文

	<p>章に改めた。</p> <p>最初の留意点は、おやつを提供の決定、次の留意点はおやつを提供するとした場合に留意すべきことを記載しているが、分かりにくいので内容を精査したい。</p>
委員	<p>活動に際しての留意点で、現場の意見を踏まえて実施回数を削除したが、実施回数の違いにより不公平感が生じることも考えられるが、どのように対応するのか。</p>
事務局	<p>館長・施設長会での依頼や、コーディネーター研修会、自己評価を通して、企画内容や回数の充実を図っていく。</p>
委員	<p>努力規定としている「保護者との連携」「学校との連携」は、子どもの最善の利益を考えれば、必ず実施する規定とすべきであり、障害のある児童の受入についても同様である。</p>
事務局	<p>検討させていただく。</p>
委員	<p>おやつ提供で、各項目と箇条書きが同じ丸印で分かりにくいいため修正してほしい。</p>
事務局	<p>修正する。</p>
委員	<p>職員からの相談窓口の設置について、ガイドラインで規定できないのか。</p>
事務局	<p>ガイドラインは事業者による児童や保護者への対応方法を規定するもので、事業者の雇用に関する事項は別に検討すべきと考える。</p>
委員	<p>寄せられた意見は、児童のことを考えた大局的な意見より、現場での細かい事項に関する意見が多く残念である。</p> <p>現場にはガイドラインを歓迎する意見とそうでない意見があるようだが、ガイドラインの規定に少しでも近づいていくように努力することが必要ではないか。</p>
	<p>4 その他</p>
委員	<p>施設への配分金は春時点の登録児童数で配分されるが、夏休みに利用者が急増した場合の予算措置はどうなるのか。</p>
事務局	<p>配分金に不足が生じた場合は、事業者が対応することで調整してい</p>

委員	<p>る。</p> <p>補助員の研修には交通費が支給されていないが改善されるのか。</p>
事務局	<p>雇用に関する事項であるため、事業者に対し必要な見直しを求めていく。また、補助員への研修についてOJTの活用をお願いしたい。</p>
委員	<p>来年度の利用申込みの状況について知りたい。</p>
事務局	<p>申込書の提出期限が到来していないため、全体の状況の把握はこれからである。</p>
事務局	<p>次回の推進委員会の開催日程について説明</p> <p>5 閉会</p> <p style="text-align: right;">以上</p>